

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

所得税における外貨建取引にかかる換算レートについて

Q 個人が外貨建て取引を行った場合の邦貨換算については、どのようなレートを使用するのでしょうか？

解説

個人の方が、外貨建て取引を行った場合の邦貨換算レートは、次の通りです。

1. 原則

TTM

2. 原則以外の方法

①株式譲渡

収入は TTB、取得費は TTS

②不動産所得・事業所得・雑所得・山林所得

継続適用を条件として、収入・資産は TTB、仕入・必要経費・負債は TTS も可能

国外において、不動産所得、事業所得、山林所得、雑所得を生ずる個人で、その業務について損益計算書、収支内訳書を外国通貨表示で作成している場合は、その年の年末における為替相場により換算することができます。

この邦貨換算をするにあたっては、継続適用を条件として、その年の TTM、TTB、TTS の年平均値を使用して換算することができます。

③不動産譲渡

譲渡代金として受領した外国通貨を直ちに売却し本邦通貨としている場合、収入は TTB で、本邦通貨により外国通貨を購入し直ちに取得費・譲渡費用に充てている場合は取得費・譲渡費用は TTS も可能

④給与所得・利子所得・配当所得

TTM のみ

要するに…

所得の種類によって採用できる換算方法は異なります。換算する日は、その取引を計上すべき日の為替相場場で、その日に為替相場がない場合は、**同日前の一番近い日**となります。